

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案

今回設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです。（農薬登録保留基準については参考 1 を参照のこと。）

農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 4 号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年 7 月環境省告示第 60 号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
ジイソプロピル - 1 , 3 - ジチオラン - 2 - イリデン - マロネート（別名イソプロチオラン）	0.26mg / l
S - ベンジル = 1 , 2 - ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	0.02mg / l
N , N - ジエチル - 3 - メシチルスルホニル - 1 H - 1 , 2 , 4 - トリアゾール - 1 - カルボキサミド（別名カフェンストロール）	0.007mg / l
アンモニウム = D L - ホモアラニン - 4 - イル（メチル）ホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム = L - ホモアラニン - 4 - イル（メチル）ホスフィナート（別名グルホシネート P ナトリウム塩）	D L - ホモアラニン - 4 - イル（メチル）ホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として 0.024mg / l
4 - エトキシフェニル [3 - （ 4 - フルオロ - 3 - フェノキシフェニル ） プロピル] ジメチルシラン（別名シラフルオフェン）	0.29mg / l
（ 2 R , 3 a R , 5 a R , 5 b S , 9 S , 13 S , 14 R , 16 a S , 16 b R ） - 2 - （ 6 - デオキシ - 3 - O - エチル - 2 , 4 - ジ - O - メチル - α - L - マノピラノシロキシ ） - 1	0.063mg / l

3 - [(2 R , 5 S , 6 R) - 5 - (ジメチルアミノ) テトラヒドロ - 6 - メチルピラン - 2 - イロキシ] - 9 - エチル - 2 , 3 , 3 a , 4 , 5 , 5 a , 5 b , 6 , 9 , 10 , 11 , 12 , 13 , 14 , 16 a , 16 b - ヘキサデカヒドロ - 14 - メチル - 1 H - a s - インダセノ [3 , 2 - d] オキサシクロドデシン - 7 , 15 - ジオン (別名スピネトラム - J) 及び (2 R , 3 a R , 5 a S , 5 b S , 9 S , 13 S , 14 R , 16 a S , 16 b S) - 2 - (6 - デオキシ - 3 - O - エチル - 2 , 4 - ジ - O - メチル - α - L - マノピラノシロキシ) - 13 - [(2 R , 5 S , 6 R) - 5 - (ジメチルアミノ) テトラヒドロ - 6 - メチルピラン - 2 - イロキシ] - 9 - エチル - 2 , 3 , 3 a , 5 a , 5 b , 6 , 9 , 10 , 11 , 12 , 13 , 14 , 16 a , 16 b - テトラデカヒドロ - 4 , 14 - ジメチル - 1 H - a s - インダセノ [3 , 2 - d] オキサシクロドデシン - 7 , 15 - ジオン (別名スピネトラム - L) の混合物 (別名スピネトラム)	
2 - クロロ - 2 ' , 6 ' - ジエチル - N - (2 - プロポキシエチル) アセトアリニド (別名プレチラクロール)	0.047mg / l
1 - (2 - クロロ - 6 - プロピルイミダゾ [1 , 2 - b] ピリダジン - 3 - イルスルホニル) - 3 - (4 , 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) 尿素 (別名プロピリスルフロソ)	0.029mg / l
(R S) - 2 - ブロモ - N - (α , α - ジメチルベンジル) - 3 , 3 - ジメチルブチルアミド (別名ブロモブチド)	0.10mg / l